

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

		連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()	
各連結法人における試験研究費の額	1	円		各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「10」)	7	円	
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2			個 別 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1)－(7)	8		
特 別 試 験 研 究 費 対 象 割 合 別表六の二(五)「3」 別表六の二(五)「1」	3			個 別 増 減 試 験 研 究 費 割 合 $\frac{(8)}{(7)}$	9		
各 連 結 法 人 に お け る 特 別 試 験 研 究 費 対 象 金 額 (別表六の二(五)付表「1」) × (3)	4	円		個 別 税 額 控 除 割 合 $\frac{12}{100} + ((9) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の 場合又は(7)＝0の場合は0.12とする。)	10		
各連結法人における差引試験研究費の額 (1)－(4)	5			個 別 税 額 控 除 相 当 額 (5) × (10)	11	円	
各連結法人の差引試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(5)の合計)	6			各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12		
				中小連結法人の試験研究費に係る当期 控除額の個別帰属額 (別表六の二(四)「18」) × $\left[\frac{(5)}{(6)} \text{ 又は } \frac{(11)}{(12)} \right]$	13		

別表六の二(四)付表 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（四） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

$$2 \quad \frac{\text{「中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額」}}{(\text{別表六の二(四)「18」}) \times \left[\frac{(5)}{(6)} \text{又は} \frac{(11)}{(12)} \right]} \quad 13$$

は、別表六の二(四)「7」の欄に記載された割合が5%を超える場合には「 $\frac{(5)}{(6)}$ 又は」を消し、その他の場合には「又は $\frac{(11)}{(12)}$ 」を消します。